

# 免税軽油について

## 免税軽油とは？

全ての軽油には、軽油引取税が課税されますが、政策的配慮により特定の業種・用途に使用される軽油については軽油引取税が免除されます。これが**免税軽油**です。

なお、この免税軽油の制度は**令和6年3月31日まで**となっています。

(令和3年度の税制改正により、一部の業種を除いて3年間延長となりました。)

## 免税軽油の対象

免税軽油を使用するためには、免税の対象となる特定の業種を営むものでなければなりません。また、免税軽油を使用できる機械は、特定の用途に限られています。

### 免税の対象となる業種

漁船・船舶

農業・林業

鉱物の掘採事業

木材加工業

索道事業

とび・土工事業

などの業種



## 申請の手続き

